

## 最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書

最高裁判所は6月27日国が2013年から行った生活保護基準引き下げは違法との原告勝訴判決を出しました。

判決が出ても生活保護利用者の十余年にわたる困苦はすぐに解消されません。一刻も早く解消に向けた行政上の措置を求めるものです。

生活保護利用者は最大10%もの生活扶助費が減額され、その影響が長時間続いたうえに現在の物価高騰・猛暑により生活は一層困難になっています。

「親族の冠婚葬祭に出られない」「電化製品全般が故障しても買い替えることができない」「育ち盛りの子どもに十分な食事を摂らせることができない」など生存権が侵害され続けています。

よって国においては、生活保護基準引き下げ処分取り消し訴訟における原告勝訴判決を受け入れ、近年の物価高騰に見合うよう生活保護基準の引き上げを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月12日

福岡県直方市議会議長 田代 文也

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 高市 早苗 様  
財務大臣 片山 さつき 様  
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様